

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 12 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和22年6月26日に、資格喪失日に係る記録を23年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月26日から23年7月10日まで

叔父からA社への入社を勧められ、入社試験を受け昭和22年6月26日付けで同社C本社D部に配属され勤務したが、23年7月に母親が病気となり同社E工場に転勤した。転勤するまでの期間は、毎月の給料から保険料が控除されていたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が名前を挙げた同僚の供述及びB社から提出された退職者名簿において、申立人の入社日が昭和22年6月26日と記載されていることから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人がA社C本社D部に一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚2名は、オンライン記録によると、申立期間において同社C本社D部での被保険者記録が確認できる。

さらに、B社は、「申立人は正社員であった。」と回答しており、上記の同僚は、「同じD部で勤務していたことは間違いなく、申立人一人だけが、保険料を控除されていなかったことはあり得ない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の標準報酬月額の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、納付に係る当時の資料を保存していないことから不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 6 月から 23 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から8年12月まで
平成7年1月から3月までの頃、自分が経営する会社の従業員から社会保険への加入の要望があり、社会保険事務所(当時)へ相談に行ったが受理されなかった。その後、改めて健康保険厚生年金保険新規適用届を提出した。代表者(自分)が国民年金保険料を未納の状態では社会保険の加入手続きをするとは考えられない。申立期間が未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、健康保険厚生年金保険新規適用届を提出する際、代表者(自分)の国民年金保険料を未納の状態では社会保険事務所への加入手続きを行うはずがないと述べているところ、A年金事務所が保管している当該届書は平成9年1月16日付けで受け付けられており、その関係書類から申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付された事実を推認することが困難である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 11 日から 40 年 1 月 5 日まで
私はA社で6年弱働き、結婚をするためB町の実家へ帰った。平成 22 年 9 月に年金記録を確認した際に、同社の期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 40 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後に記載されている75名の女性のうち、受給資格がある63名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、44名に脱退手当金の支給記録があり、申立人と脱退手当金支給決定日が同一となっている者が複数いる上、同僚は、「会社が脱退手当金請求手続をし、地元の銀行でもらった。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から37年3月26日まで
年金事務所からはがきで連絡があり、A社分の脱退手当金を受給したことになっていることを知った。私は脱退手当金を受給しておらず、払われていることも知らなかったため、この期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約3か月後の昭和37年6月28日に支給決定がされており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月24日から30年8月15日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金支給済期間となっているが、私は退職した時に給料をもらっただけで退職金は無かったし、脱退手当金が一時金であることすら知らない。退職後結婚するまで実家で着物の仕立ての習い事をしてきた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、複数の同僚は、「会社で脱退手当金請求手続きをしてもらい、地元の金融機関でもらった。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和31年4月13日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から39年8月30日まで
家庭の事情でA社を退職したが、退職金等を受け取った記憶も無い。脱退手当金の支給を受けたことになっているが、手続した記憶も無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月9日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 8 日から 33 年 1 月 30 日まで

昭和 33 年頃に会社の都合で希望退職を募った際に退職を申し出た。数十人同時に退職したが、退職時に脱退手当金についての説明は無かった。脱退手当金を支給した記録になっていることは年金記録を確認するまで知らなかった。脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、お金を受け取った覚えも無いため、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から社会保険事務所（当時）に昭和 34 年 1 月 22 日付けで回答したことが記載されている上、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 34 年 3 月 2 日当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月2日から33年9月14日まで
結婚のため、A社を昭和33年10月に退職し、B市からC町へ転居した。
それ以降、郵便物なども含めて会社との連絡は皆無であり、脱退手当金を受け取った記憶が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月22日に支給されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年10月30日に脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 37 年 2 月 5 日まで

A社を退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年5月19日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和50年12月頃に申立期間の一部と重複する36年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付しており、脱退手当金を受給したために当該期間の保険料を特例納付したものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 9 日から 32 年 11 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 22 日から 34 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 34 年 7 月 19 日から 35 年 3 月 22 日まで

A社及びB社に勤務していた期間の脱退手当金が支払われたことになっているが、受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱C」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和35年12月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和35年12月19日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月24日から25年8月3日まで
昭和26年3月30日に脱退手当金を支払った記録になっているが、私は同年*月*日に出産して、実家の方へ帰っていたので、お金をもらった記憶が一切無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格期間、支給金額、支給年月日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和26年3月30日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が出産で退職したことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
脱退手当金を支給したとされているA社を昭和 42 年 8 月に結婚のため退社し、同年 10 月に住所をB郡からC市に変更した。脱退手当金を受け取ったとされる同年 11 月には、会社に届け出ている住所とは違うところに居住しており、会社と連絡が取れない状況であったので受け取れるはずがない。手続をした覚えも無いのに受け取ったことになっているので納得ができない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D年金事務所に申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、当該請求書には申立人の署名、押印があるとともに、申立人の姉に脱退手当金受領に関する一切の権限を委任する旨の申立人の署名、押印のある委任状が添付されている上、当該請求書には昭和 42 年 11 月 17 日に脱退手当金を受領した旨の姉の署名、押印がある領収書が確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 11 月 17 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月13日から28年6月27日まで
② 昭和29年10月1日から32年9月20日まで

A社を結婚のため退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和32年12月27日当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年4月30日まで
友人のA氏に誘われて、昭和30年4月初めから、B社（現在は、C社）に入社し、シートを作成する作業に従事していた。当時、D氏、E氏のいずれかと一緒に通勤していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間から継続してB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社への入社を勧誘したA氏は、申立人と一緒に勤務したことは供述しているものの、退職日を記憶しておらず、勤務期間を特定することができない上、オンライン記録によると、同氏の厚生年金保険の資格取得年月日は、申立人と同日の昭和31年5月3日となっていることが確認できる。

また、申立期間にB社において被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、回答があった9人のうち8人が、入社日と厚生年金保険の資格取得日が異なっていると回答していることから、同社では必ずしも全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険の資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C社は、当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。